



石川労働局発表
令和元年5月31日（金）

【照会先】
石川労働局 総務部 労働保険徴収室
室長 前 秀一郎
室長補佐 小坂 文夫
電話 076(265)4422

報道関係者 各位

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります！

～令和元年度労働保険年度更新のお知らせ～

労働保険（※）は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、毎年、新年度の概算保険料の申告・納付と前年度の保険料を精算して確定保険料の申告・納付を併せて、更新手続きを行うものでこれを「年度更新」といいます。

令和元年度の労働保険年度更新は、6月3日(月)から7月10日(水)までに申告・納付を行うもので申告書などの関係書類は、厚生労働省から各事業主あてに発送されます。

申告・納付は、6月3日(月)から石川労働局労働保険徴収室及び各労働基準監督署の窓口で手続きいただけます。また、申告書の提出は、各労働基準監督署管内において設置します集合受付会場をご利用いただけます。（別添：A3版資料）

年度更新をはじめ労働保険の手続きは、インターネットを利用した「電子申請」を行うことも可能です。電子申請を利用すれば、窓口の開設時間にとらわれず、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。「年度更新申告書の電子申請利用体験会」を6月10日～6月14日に開催いたします。（別添：参加申込書）

※「労働保険」とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。

安心して働きたい!



申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

6/3 月 ▶ **7/10** 水

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

石川労働局 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

～ 申告・納付は、6月3日(月)から7月10日(水)までです。～

本年度の労働保険年度更新申告書の受付については、下記の日時・場所において受付会場を設置いたしますので、最寄りの会場にて申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

当日、都合がつかない場合には、別日の最寄りの会場へお越しいただくか、各労働基準監督署・石川労働局労働保険徴収室の窓口にて随時受付いたします。

◇年度更新申告書に関するお問い合わせ◇

年度更新コールセンター 0120-008-715 (受付時間:9時～17時まで(月～金曜日))

石川労働局 総務部 労働保険徴収室

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
電話番号 (076)265-4422

金沢労働基準監督署管内(管轄01)

| 日 | 時 | 場 | 所 | 対象地域 | |
|-------|---|----------------------|------------|------------------------|-----------------------|
| 6月19日 | 水 | 鶴来総合文化会館クレイン | 白山市七原町77 | 白山市 旧 鶴来町～ 旧 白峰村 | |
| 6月20日 | 木 | | | 白山商工会議所 | 白山市 旧 美川町 旧 松任市 |
| 6月21日 | 金 | | | 津幡町文化会館シグナス | かほく市 津幡町 |
| 7月3日 | 水 | 金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室 | 金沢市西念3-4-1 | 金沢市 野々市市 内灘町 | |
| 7月4日 | 木 | | | | |
| 7月5日 | 金 | | | | |
| 7月8日 | 月 | | | | |
| 7月9日 | 火 | | | | |
| 7月10日 | 水 | | | | |

金沢労働基準監督署 〒921-8013 金沢市新神田4-3-10
電話番号(076)292-7938・7939・7940

七尾労働基準監督署管内(管轄03)

| 日 | 時 | 場 | 所 | 対象地域 | |
|-------|---|-----------|------------|-----------|--------------------------------|
| 6月10日 | 月 | 七尾労働基準監督署 | 七尾市小島町西部2番 | 七尾市 | |
| 6月14日 | 金 | | | ハローワーク羽咋 | 羽咋市南中央町キ105-6 羽咋市 中能登町 |
| 6月19日 | 水 | | | 七尾労働基準監督署 | 七尾市小島町西部2番 七尾市 |
| 6月26日 | 水 | | | ハローワーク羽咋 | 羽咋市南中央町キ105-6 羽咋市 中能登町 |
| 6月27日 | 木 | | | 志賀町文化ホール | 羽咋郡志賀町高浜町力1-1 志賀町 (旧富来町) |
| 7月2日 | 火 | | | 七尾労働基準監督署 | 七尾市小島町西部2番 七尾市 |
| 7月3日 | 水 | | | | |
| 7月10日 | 水 | | | | |

※ 本年度は旧富来町での集合受付を行いませんので、最寄りの会場をご利用いただきますようお願いいたします。

七尾労働基準監督署 〒926-0852 七尾市小島町西部2番
電話番号 (0767)52-3294

小松労働基準監督署管内(管轄02)

| 日 | 時 | 場 | 所 | 対象地域 | |
|-------|---|---------------------|---------------|------------------------|------------|
| 6月11日 | 火 | 加賀地方合同庁舎 会議室(2階) | 加賀市大聖寺菅生イ78-3 | 加賀市 | |
| 6月12日 | 水 | | | 小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階) | 管内全域 |
| 6月20日 | 木 | | | 加賀地方合同庁舎 会議室(2階) | 加賀市 |
| 6月26日 | 水 | | | 小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階) | 管内全域 |
| 6月27日 | 木 | | | 能美市辰口福祉会館 | 能美市 川北町 |
| 7月3日 | 水 | | | 小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階) | 管内全域 |
| 7月4日 | 木 | | | 加賀地方合同庁舎 会議室(2階) | 加賀市 |
| 7月9日 | 火 | | | | |
| 7月10日 | 水 | | | 小松日の出合同庁舎 共用会議室(6階) | 管内全域 |

小松労働基準監督署 〒923-0868 小松市日の出町1-120
電話番号 (0761)22-4317

穴水労働基準監督署管内(管轄05)

| 日 | 時 | 場 | 所 | 対象地域 |
|-------|---|---------------------|-------------------|--------------------|
| 6月11日 | 火 | 輪島地方合同庁舎 4階共用会議室 | 輪島市鳳至町島田99-3 | 輪島市 |
| 6月12日 | 水 | | | 穴水労働基準監督署 2階事務室 |
| 6月19日 | 水 | ハローワーク能登 | 鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2 | 珠洲市 能登町 |
| 6月19日 | 水 | 輪島市役所 町野支所 | 輪島市町野町粟蔵川原田22 | 輪島市 町野町 |
| 6月20日 | 木 | 輪島市役所 門前総合支所 | 輪島市門前町走出6-69 | 輪島市 門前町 |
| 6月25日 | 火 | 輪島地方合同庁舎 4階共用会議室 | 輪島市鳳至町島田99-3 | 輪島市 |
| 6月26日 | 水 | | | 穴水労働基準監督署 2階事務室 |

穴水労働基準監督署 〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ84
電話番号 (0768)52-1140

☆労働保険事務組合に係る申告書の受付は、指定された集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口でお願いします。

「働き方改革」を始めよう！

ちゃんと有給取らせてあげれば、仕事の配分が見直せる。
ちゃんと残業管理してみたら、業務のムダが見えてくる。
ちゃんと待遇を良くすれば、社員のやる気も湧いてくる。
そうしたら、ちゃんと業績も良くなって、社長の株も、ちゃんと上がるさ。

やってみる もんです。



中小企業も！ 働き方改革

— 2019年4月1日より順次施行 —

- 1 有給休暇年5日取得**
2019年4月1日より施行
- 2 時間外労働の上限**
中小企業は、2020年4月1日より施行
- 3 同一労働同一賃金**
中小企業は、2021年4月1日より施行
※労働者派遣法は2020年4月1日より施行

業種ごとの取組事例や助成金・補助金などの支援策、相談窓口など、詳しくは [やってみるもんです 政府広報](#) 検索

相談窓口をご利用ください！

労働時間相談
・支援コーナー
[法律の相談]

労働基準監督署内に相談・支援を行う窓口として設置しており、「時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般」や「長時間労働の削減に向けた取組み」などのご相談に応じます。また、ご要望があれば訪問による相談も行っております。

[金沢] 076-292-7945 [小松] 0761-22-4316
[七尾] 0767-52-3294 [穴水] 0768-52-1140



石川働き方改革
推進支援センター
[課題解決の支援]

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。来所・電話・メールにより相談に応じます。

(Tel) 0120-319-339 (メール) roudou@ishikawakeikyo.or.jp



便利なハンドブックをご活用ください！

石川労働局では、働き方改革に取り組む際に役立つ情報を取りまとめた「いしかわ働き方改革支援ハンドブック」を作成しました。石川労働局ホームページからご覧ください。

<主な内容>

- ①相談窓口・問合せ先の案内
- ②働き方改革の取組事例
- ③支援制度(各種助成金等)



[いしかわ働き方ハンドブック](#) 検索



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



「働き方改革」の前提として・・・

サブロク協定をご存知ですか？

ご不明な点があれば「労働時間相談・支援コーナー」(左頁参照)がご説明します！



時間外労働を行うには、あらかじめ、使用者と従業員の代表の方が**サブロク(36)協定**を締結し、その協定を**労働基準監督署へ届け出る**ことが必要です。

○労働基準法で、労働時間は**原則1日8時間、1週40時間以内**とされています。これを「法定労働時間」といいます。

○「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)させる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく**労使協定(36協定)の締結**
- ・所轄の**労働基準監督署への届出**が必要です。

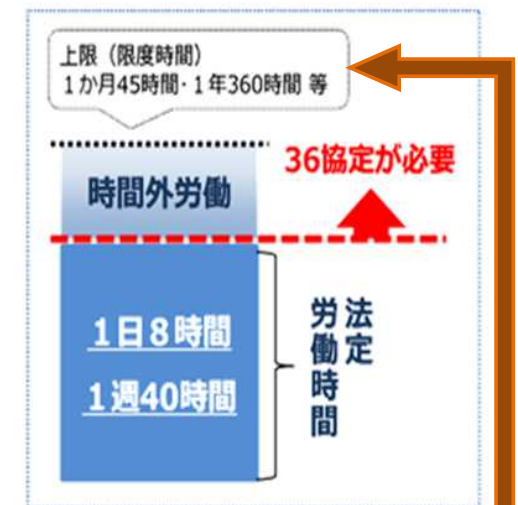
○36協定を締結する際は、

- ・労働者の過半数で組織する**労働組合**、
- ・過半数で組織する**労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)**

と、書面により協定を行ってください。

○「過半数代表者」の場合、次の事項を確認してください。

- ・**管理監督者に該当しないこと**
- ・**選出に当たり民主的手続きが取られていること**
- ・**使用者の意向に基づいて選出された者ではないこと**



時間外労働の上限規制が導入されます！ 2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限は、原則、**月45時間、年360時間**です。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)を超えることはできません。

就業規則を作成していますか？



常時**10人以上**の労働者を使用している場合、**就業規則を作成し**、労働者代表の意見を添えて**労働基準監督署へ届け出る**ことが必要です。

必ず記載しなければならないこと

- ① 始業・終業時刻、休憩、休日、**休暇**等に関する事
- ② 賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- ③ 退職に関する事(解雇の事由を含む)

定めをした場合に記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関する事
- ② 賞与などに関する事
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事
- ④ 安全衛生に関する事
- ⑤ 職業訓練に関する事
- ⑥ 災害補償などに関する事
- ⑦ 表彰や制裁に関する事
- ⑧ その他全労働者に適用される事

年5日以上年休を取得させることが義務になります！

業種・規模問わず2019年4月1日～

年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者含む)に対して、年5日以上年次有給休暇を取得させなければなりません。また、労働者ごとに年次有給休暇簿を作成し、3年間保存しなければなりません。



労働保険年度更新の申告手続きで『電子申請』試してみませんか！！



「年度更新申告書の電子申請利用体験会」のご案内

石川労働局では、各種申請・届出等につきまして『電子申請』の利用促進を図っております。インターネットを利用した『電子申請』は、オフィスや自宅にしながら、労働保険関係の手続きのほか雇用保険の資格取得・喪失の届出や労働基準法関係（例えば、36協定、就業規則など）の届出等が年間を通じて行えますので、是非、この機会に電子申請を体験してみたいはいかがでしょうか。

つきましては、以下日程で年度更新申告書の電子申請利用体験会を実施いたしますので、参加希望の方は、裏面様式にてFAXでお申し込みください。（体験は事業場ごと個別実施となります。）

（実施日） 令和元年6月10日（月）～14日（金）

（実施時間） 9:30～16:00 所要時間：約30分

（場 所） 石川労働局労働保険徴収室（金沢駅西合同庁舎5階）

※上記日時以外で、体験を希望される場合は、ご相談ください。

★電子申請を利用すればこんなメリットが★

入力ミスや記入漏れをチェックしてくれる！

移動費用や人件費等のコストが削減される！



労働局・監督署・ハローワーク等での待ち時間がなくなる！

申請・届出の用紙が不要になる！

労働局・監督署・ハローワークへ出向かずに手続きができる！



「年度更新申告書の電子申請利用体験会」 参加申込書

お申し込みは、下記にご記入の上、石川労働局労働保険徴収室までFAXにて申し込みをお願いします。

【申込先】 FAX番号 076-221-3302

申込締切：6月6日（木）

| | |
|---------------|--------------|
| 労働保険番号 | 17 - - 0 - - |
| 事業場名 | |
| 参加予定者（ご担当者）氏名 | |
| 連絡先の電話番号 | |
| FAX番号 | |

参加希望の日及び時間帯について、第1希望、第2希望、第3希望をそれぞれ①、②、③として、下表に記載してください。後日、担当者から電話連絡させていただきます。

| 体験希望日 時間帯 | 6月10日 (月) | 6月11日 (火) | 6月12日 (水) | 6月13日 (木) | 6月14日 (金) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 午前、午後いずれでも可 | | | | | |
| 午前であれば可 | | | | | |
| 9:30~10:00 | | | | | |
| 10:10~10:40 | | | | | |
| 10:50~11:20 | | | | | |
| 11:30~12:00 | | | | | |
| 午後であれば可 | | | | | |
| 13:30~14:00 | | | | | |
| 14:10~14:40 | | | | | |
| 14:50~15:20 | | | | | |
| 15:30~16:00 | | | | | |

【お問合せ先】 石川労働局 労働保険徴収室 適用第2係 ☎076-265-4422

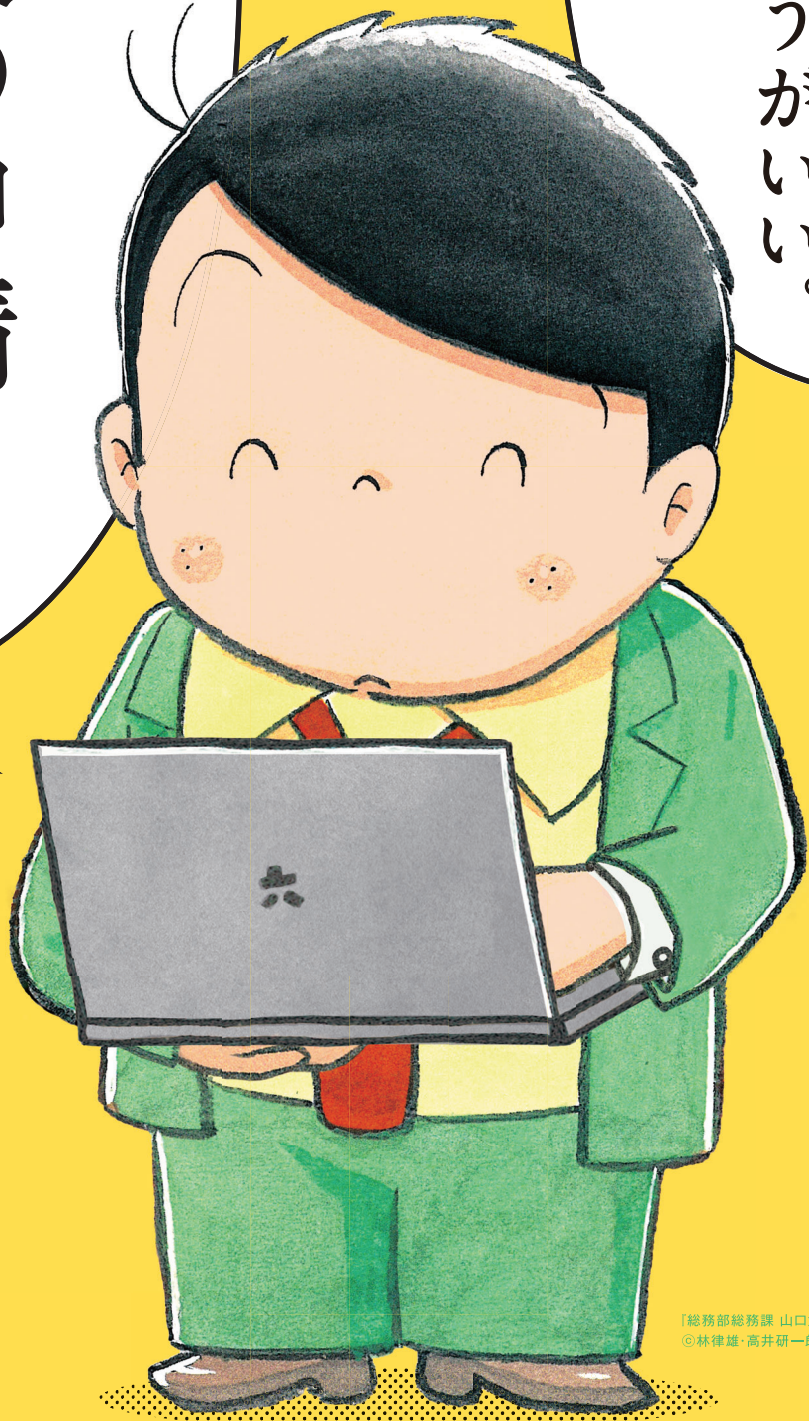
〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階

ラクにできることは、
ラクにやったほうがいい。

労働保険の申請？

オンラインなら、

ポチッと簡単ですよ。



いつでもどこでも、
スピーディに。

労働保険

の

電子申請

「総務部総務課 山口六平太」
©林律雄・高井研一郎/小学館

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)

さらに労働保険の納付は、口座振替納付が便利です。

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

総務部総務課 山口六平太が、 オススメする

「労働保険の電子申請」。



正確・スピーディに申請できるのです。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

いつでもどこでも手続きが可能なのです。

労働局や労働基準監督署の窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいなから申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

ムダな時間や移動費などのコストも削減できるのです。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーは別途必要です。)

「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 パソコンの動作環境を確認しよう。
- チェック2 電子証明書を取得しよう。
- チェック3 ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。
- チェック4 信頼済みのサイトに登録しよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>
- チェック5 電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

